

2015年
8月号

平成 26 年犯収法改正に係る政令・命令案のポイント

執筆者: 小張裕司、谷澤進

1. はじめに

我が国におけるマネー・ローンダリング防止(AML)法である犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯収法」といいます。)については、2014 年 11 月に犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律(以下同法による改正後の犯収法を「改正犯収法」といいます。)が公布され¹、2015 年 6 月 19 日にこれに対応する施行令及び施行規則の改正案(以下改正案による改正後の施行令及び施行規則をそれぞれ「政令案」及び「規則案」といいます。)が公表されパブリックコメントの手續に付されました^{2 3}。

本稿では、改正犯収法における政令案・規則案について、実務的影響が大きいと思われるポイントを中心に解説します。

2. 実質的支配者の範囲の拡大

2011 年の犯収法改正により、顧客等が法人である場合には、取引時確認においてその実質的支配者の本人特定事項の確認が必要とされていましたが、かかる実質的支配者は、「資本多数決法人」(例: 株式会社、投資法人、特定目的会社など)において

¹ 改正法の条文等については警察庁のウェブサイト(<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/hotop.htm>)をご参照下さい。

² パブリックコメント手續に付された政令案及び規則案の内容については、<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=120150011&Mode=0> をご参照下さい。

³ 犯収法については、マネー・ローンダリング対策に係る政府間会合である FATF (Financial Action Task Force) から 2008 年に公表された第三次対日相互審査における指摘等を踏まえ、2011 年にも取引時確認事項の追加等を含む改正がされてきたところですが、更に、2014 年 6 月に FATF から、日本を名指して、マネー・ローンダリング対策への更なる対応を促す声明が公表されたこと等を受けて、今回の犯収法改正に至っています。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-5562-8352 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

はその議決権の 25%超を直接保有する者とされ、「資本多数決法人以外の法人」(例:持分会社、一般社団・財団法人、学校法人など)においては代表権を有する者とされてきました⁴。規則案では、かかる実質的支配者の範囲を拡大し、①「資本多数決法人」においては、顧客等となる法人の 25%超の議決権を直接保有する場合のほか、当該議決権を支配法人⁵を通じて間接的に保有する場合も含めることとし⁶、且つ、これらの議決権保有者について自然人にまで遡って実質的支配者を確認することとされています⁷。また、②「資本多数決法人以外の法人」においては、収益の配当若しくは財産の分配の 25%超を受ける権利を有していると認められる自然人も含まれることとなりました⁸。さらに、③上記①及び②のいずれの場合においても、出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人についても実質的支配者に加えられています⁹。

【表 1】改正前後の実質的支配者の比較

顧客等の種類	改正前	改正後
資本多数決法人	<ul style="list-style-type: none"> 25%超の議決権の直接保有者 但し、他の者が⁶ 50%超の議決権を有している場合を除く。 	<ul style="list-style-type: none"> 25%超の議決権の直接・間接保有者たる自然人(上記①) 但し、以下の場合を除く。 <ul style="list-style-type: none"> 事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合 他の自然人が⁶ 50%超の議決権を直接若しくは間接に有している場合 事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人(上記③)
資本多数決法人以外の法人	<ul style="list-style-type: none"> 当該法人を代表する権限を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> 25%超の収益配当又は財産分配受領権を有していると認められる自然人(上記②) 但し、以下の場合を除く。 <ul style="list-style-type: none"> 事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合 他の自然人が⁶ 50%超の収益配当又は財産分配受領権を有している場合 事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人(上記③)
すべての法人	—	<ul style="list-style-type: none"> (上記のいずれの自然人も存在しない場合) 当該法人を代表し、その業務を執行する自然人

⁴ 改正前の施行規則 10 条 2 項

⁵ 自然人が直接又は間接に 50%超の議決権を保有する法人をいいます(規則案 11 条 3 項 2 号)。

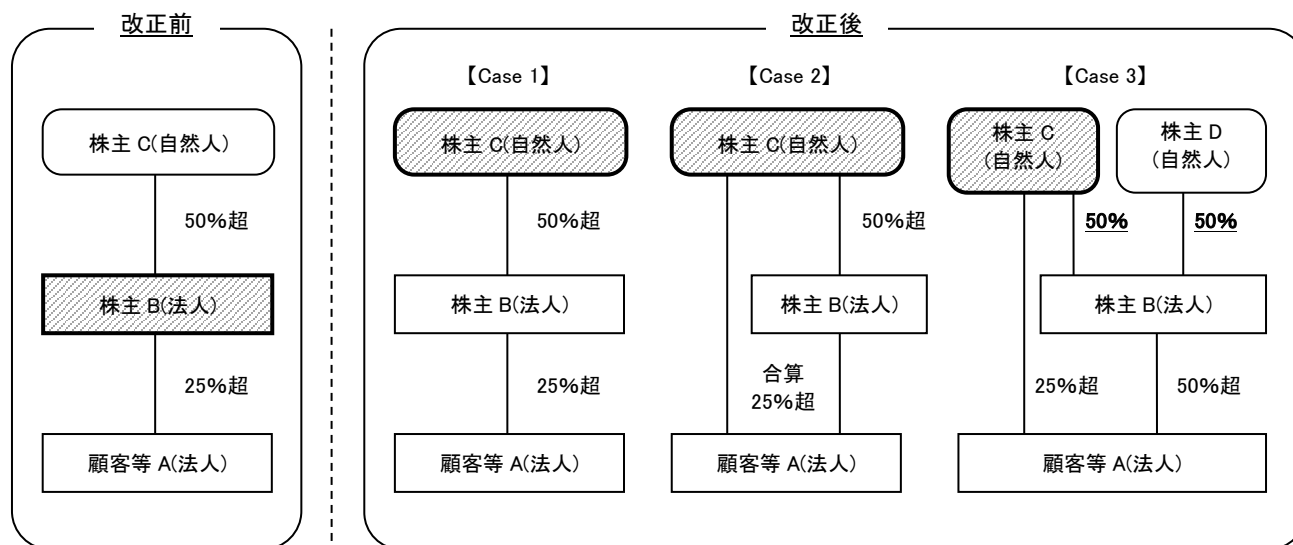
⁶ 但し、(a)当該「資本多数決法人」の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合又は(b)他の自然人が 50%超の議決権を直接若しくは間接に有している場合は除かれます。

⁷ 規則案 11 条 2 項 1 号、3 項

⁸ 規則案 11 条 2 項 3 号イ。但し、(a)当該「資本多数決法人以外の法人」の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合又は(b)他の自然人が⁶ 50%超の収益の配当若しくは財産の分配を受ける権利を有している場合は除かれます。

⁹ 規則案 11 条 2 項 2 号、3 号ロ

【図 1】資本多数決法人における実質的支配者(太線・網掛け部分)



例えば、上記【図 1】における改正後の【Case 3】においては、株主 C は顧客等 A(資本多数決法人)の 25%超の議決権を直接保有していますが、A の実質的支配者と認定するためには、「直接又は間接に 50%超の議決権を保有する他の自然人」が存在しないことを確認する必要があります。この点、株主 B は A の議決権を 50%を超えて保有しているものの、自然人ではないため A の実質的支配者とはなりません。また、B の株主たる D は自然人ですが、B の議決権を「50%を超えて」保有する者ではないため、A との関係において「直接又は間接に 50%超の議決権を保有する」者には該当しません。従って、C が A の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合でない限り、A の実質的支配者は株主 C ということになると思われれます。

なお、実質的支配者の確認方法については、①通常取引(犯収法 4 条 2 項に規定するいわゆるハイリスク取引(従来からのなりすましや偽りの疑いがある取引及び特定国居住者との取引等のほか、今回追加された外国PEPs関連取引(後記 3)を含みます。)以外の取引をいいます。)の場合には、顧客等の代表者等から申告を受ける方法¹⁰で足り、②ハイリスク取引の場合には、顧客等の株主名簿や設立の登記に係る登記事項証明書等の一定の書面の確認が必要となる点については、改正前後で変更はありません。但し、ハイリスク取引(上記②)の場合に関して、今回の規則案においては、改正前において要求されていた「実質的支配者の本人確認書類又はその写しの確認」までは要求されておらず、(上記②記載の一定の書面の確認に加えて)「顧客等の代表者等から申告を受ける方法」で足りるものとされています¹¹。当該改正については、実質的支配者の範囲が拡大されたことに伴い、顧客等において実質的支配者の本人確認書類等の入手が困難な場合があり得ることに配慮したものとも考えられます。

【表 2】実質的支配者の確認方法

取引の種類	改正前	改正後
①通常取引	・ 代表者等からの申告	・ 代表者等からの申告
②ハイリスク取引	・ 顧客等の株主名簿・登記事項証明書等一定の書面の確認 ・ 実質的支配者の本人確認書類・写しの確認	・ 顧客等の株主名簿・登記事項証明書等一定の書面の確認 ・ 代表者等からの申告

¹⁰ 規則案 11 条 1 項

¹¹ 規則案 14 条 3 項

施行日以後は、施行日前に取引時確認を行っている顧客等に対しても、施行日以後に初めて特定取引を行う場合には、原則として、改正犯収法に基づく実質的支配者の確認を行う必要があり、従前直接の株主等について取引時確認を行ってきた顧客等を含め特定事業者には相応の実務的な負担が生じることになると考えられます。

また、議決権や収益の配当等と並ぶ「支配的な影響力」の基準については規則案において特段定義のない実質基準となっています。この点については、今後公表される予定のパブリックコメントの回答等において指針が示されることが望まれますが、議決権 25%超という基準と並ぶものであること及び「支配的な」影響力であることから、少なくとも財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則上の関連会社の定義(同規則 8 条 5 項、6 項)における重要な影響力に関する基準よりも高度のものが想定されていると考えられます。

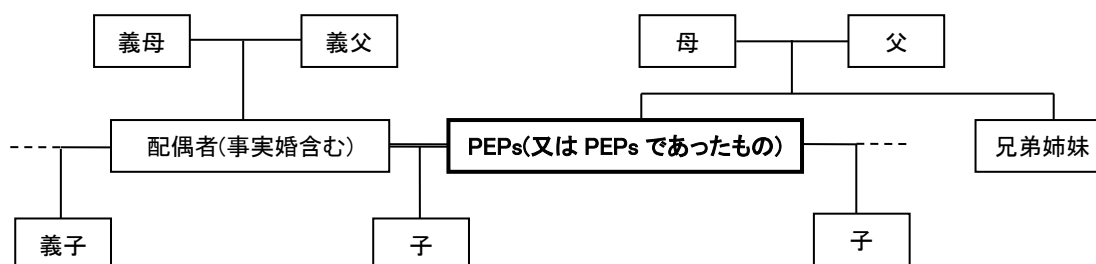
3. ハイリスク取引における外国 PEPs 関連取引の追加

政令案では、厳格な顧客管理(厳格な方法による取引時確認、及び、一定の価額を超える財産の移転を伴う取引については顧客等の資産及び収入の状況の確認)を要するハイリスク取引の類型に、新たに、①外国の元首及び主務省令で定める外国の政府等において重要な地位を占める者(PEPs: Politically Exposed Persons)¹²、②PEPsであったもの、③PEPs又はPEPsであった者の一定の家族、並びに④これらの者が実質的支配者である法人(PEPsを含め、以下「PEPs関係者」と総称します。)との間の特定取引が追加されました¹³。規則案では外国の政府等において重要な地位を占める者として以下の者が定められました¹⁴。

- (1) 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- (2) 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- (3) 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- (4) 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- (5) 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- (6) 中央銀行の役員
- (7) 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

またPEPsの家族の範囲として下記【図 2】に示される者がすべて含まれます¹⁵。

【図 2】PEPs の家族の範囲



上記の通り、PEPs については、国内 PEPs は含まれず、外国 PEPs のみとされていますが、過去 PEPs であったものやその家族並びにこれらの者が実質的支配者である法人も含み広く定義されており、また上記(7)に相当するもの等外国の制度を踏まえた

¹² 本レターでは、特に明示のない限り、「PEPs」は「外国 PEPs」を意味するものとします。

¹³ 政令案 12 条 3 項

¹⁴ 規則案 15 条

¹⁵ 政令案 12 条 3 項 2 号

判断を要するものも含まれております。取引の相手方がこれらの PEPs 関係者に該当するかは取引を行う特定事業者において判断する必要があるため、施行日までに当該判断を的確に行うための体制整備を含めた相応の実務的な負担が生じることになると考えられます。

4. 疑わしい取引の判断方法等の精緻化

改正犯収法以前においては、特定事業者は、特定業務に関して疑わしい取引の届出を行わなければならなかったものの、疑わしい取引であるかの判断方法については、「取引時確認の結果その他の事情を勘案して」という基準のみが置かれていました。改正犯収法では、かかる判断方法について精緻化し、特定業務に係る取引について、当該取引に係る(a)取引時確認の結果、(b)当該取引の態様その他の事情及び(c)犯罪収益移転危険度調査書(後述)の内容を勘案し、かつ、(d)主務省令で定める項目に従って当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法その他の主務省令で定める方法(後述)により行わなければならぬものとされました¹⁶。

上記(c)の犯罪収益移転危険度調査書とは、改正犯収法 3 条 3 項に基づき、国家公安委員会が、毎年、犯罪による収益の移転に係る手口その他の犯罪による収益の移転の状況に関する調査及び分析を行った上で、特定事業者その他の事業者が行う取引の種別ごとに、当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載して公表する調査書をいいます。この犯罪収益移転危険度調査書(案)についても政令案及び規則案と同時にパブリックコメントの手續に付されました¹⁷。特定事業者ごとに各商品・サービスの危険度、危険度の高い取引形態、国・地域及び顧客属性並びに危険度の低い取引についてデータや事例に基づき評価を記載する内容となっています。

上記(d)に関して、規則案 27 条では、疑わしい取引であるかの判断方法について、(i)他の顧客等との間で通常行う取引態様との比較、(ii)同じ顧客との間で行う他の特定業務に係る取引態様との比較及び(iii)取引時確認の結果に関して有する情報との整合性について確認するものとされています。また既存顧客との取引については、当該顧客等の確認記録及び取引記録その他特定事業者が有する当該取引に関する情報を精査した後に、これらの項目を確認することとされています。更に、①ハイリスク取引、②規則案 5 条に定める特別注意取引¹⁸(疑わしい取引¹⁹及び同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引)及び③危険度が高い国・地域²⁰の顧客との取引等犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案してリスクの程度が高いと認められる取引(①乃至③を後記 6 において「高度管理取引」と総称します。)については、以上に加えて、顧客等又は代表者等に対する質問その他の必要な調査を行った上で、新たに選任が義務づけられる統括管理者又はこれに相当する者の判断を要することとされています。

¹⁶ 改正犯収法 8 条 2 項

¹⁷ パブリックコメント手續に付された犯罪収益移転危険度調査書(案)の内容については、<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=120150010&Mode=0> をご参照下さい。

¹⁸ 特別注意取引については、改正前の犯収法におけるなりすましの疑いがある取引及び取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等(その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む)との間の取引と並んで、既存顧客であっても改めて取引時確認が必要とされている点にも留意が必要です(犯収法 4 条 3 項、政令案 13 条 2 項)。

¹⁹ 疑わしい取引として届出を要するか否かについての判断において、疑わしい取引であることを前提とするトートロジーのようにも思われますが、通常の確認を経て疑わしい取引と一時的に判断される取引について更に調査及び統括管理者等の判断を要するという慎重なプロセスを義務づける趣旨と思われれます。

²⁰ 犯罪収益移転危険度調査書(案)では、法令上ハイリスク取引に係る「特定国等」(犯収法 4 条 2 項 2 号、犯収法施行令 12 条 2 項)として扱われているイラン及び北朝鮮の他、アルジェリア、エクアドル及びミャンマーも危険度が高いとされています。

【表 3】疑わしい取引の判断方法等の精緻化

改正前	改正後
取引時確認の結果その他の事情を勘案	<ul style="list-style-type: none"> ・ (a)～(c)を勘案し、(d)に従って判断 <ul style="list-style-type: none"> (a) 取引時確認の結果 (b) 取引の態様その他の事情 (c) 犯罪収益移転危険度調査書 (d) 主務省令で定める項目 <ul style="list-style-type: none"> (i) 他の顧客等との間で通常行う取引態様との比較 (ii) 当該顧客等との間で行う他の取引態様との比較 (iii) 取引時確認の結果に関して有する情報との整合性 ※既存顧客との取引については、当該顧客等の確認記録及び取引記録その他特定事業者が有する当該取引に関する情報を精査 ・ さらに、高度管理取引(①ハイリスク取引、②特別注意取引(疑わしい取引、同種取引の態様と著しく異なる態様の取引)、③危険度が高い国等の顧客との取引)については、以下の対応が必要 <ul style="list-style-type: none"> (e) 顧客等・代表者等に対する質問その他の必要な調査 (f) 統括管理者による判断

5. コルレス業者等の確認義務

改正犯収法においては、為替取引を行う特定事業者²¹(なお、施行規則においては、当該特定事業者を「特定金融機関」と定義しています²²。)は外国において為替取引を行う業者(外国所在為替取引業者)との間で、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約(コルレス契約)を締結するに際しては、主務省令で定める方法により、当該外国所在為替取引業者が、①取引時確認等相当措置(改正犯収法4条、6条乃至8条及び10条の規定による措置に相当する措置)を的確に行うために必要な基準として主務省令で定める基準に適合する体制を整備していること及び②業として為替取引を行う者であって取引時確認等相当措置の実施に関し、管轄外国当局の適切な監督を受けている状態にないものとの間でコルレス契約を締結していないことを、主務省令で定める方法により確認しなければならないこととされました²³。

これを受け規則案では、コルレス契約締結に際して行う確認の方法として、(a)外国所在為替取引業者から申告を受ける方法又は(b)外国所在為替取引業者若しくは関連する管轄外国当局によりインターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を確認する方法が定められています²⁴。また、取引時確認等相当措置を的確に行うために必要な基準として、①取引時確認等相当措置を的確に行うために必要な営業所その他の施設及び取引時確認等相当措置の実施を統括管理する者を当該外国所在為替取引業者の所在国(又は第三国)に置き、かつ、②取引時確認等相当措置の実施に関し、管轄外国当局の適切な監督を受けている状態にあることと定めています²⁵。

なお、改正前においても、特定金融機関(為替取引を行う特定事業者)の体制整備に関する努力義務が定められていたが²⁶、改正犯収法下では、当該努力義務とは別に²⁷、特定金融機関がコルレス契約締結に際して必ず遵守すべき義務として上

²¹ 犯収法2条2項1号乃至15号及び30号

²² 規則案4条1項7号へ参照

²³ 改正犯収法9条

²⁴ 規則案28条

²⁵ 規則案29条

²⁶ 改正前犯収法10条、改正前施行規則25条

²⁷ 但し、当該努力義務についても、後記6の通り、一定の追加的措置が規定されています。

記確認義務を規定しています。

6. 取引時確認体制整備義務(努力義務)の具体化

2011年の犯収法改正により、特定事業者は、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を的確に行うため、当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるほか、使用人に対する教育訓練の実施その他の必要な体制の整備に努めなければならないとされていましたが²⁸、改正犯収法では、使用人に対する教育訓練の実施等に加えて、①取引時確認等の措置の実施に関する規程の作成、②取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査その他の業務を統括管理する者の選任及び③犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して講ずべきものとして主務省令で定める措置が明記されました²⁹。

上記③を受けて、規則案 32 条 1 項は、次の措置(特定事業者作成書面等の作成等)を規定しています。

- (1) 特定事業者作成書面等(自らが行う取引(新たな技術を活用して行う取引等を含む。))について調査し、及び分析し、並びに当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、必要に応じて、見直しを行い、必要な変更を加えること。
- (2) 特定事業者作成書面等の内容を勘案し、取引時確認等の措置を行うに際して必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理し、及び分析すること。
- (3) 特定事業者作成書面等の内容を勘案し、確認記録及び取引記録等を継続的に精査すること。
- (4) 高度管理取引を行うに際して、当該取引の任に当たっている職員に当該取引を行うことについて統括管理者の承認を受けさせること。
- (5) 高度管理取引について、情報の収集、整理及び分析を行ったときは、その結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、確認記録又は取引記録等と共に保存すること。
- (6) 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な能力を有する者を特定業務に従事する職員として採用するために必要な措置を講ずること。
- (7) 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査を実施すること。

更に、規則案同条 2 項は、宅地建物取引業者等、貴金属等売買業者及び士業者を除く特定事業者については、外国拠点(直接又は間接に 50%超の議決権を有する外国会社(外国子会社)又は外国営業所)を有する場合で、当該外国の法令に規定する取引時確認等の措置に相当する措置が取引時確認等の措置より緩やかであるときには、当該外国の法令に違反しない限りにおいて犯収法の取引時確認等の措置に準じた措置の実施を確保し、当該外国の法令によりかかる措置を講じることができない場合には本邦の当局に通知することを規定しています。

また、規則案同条 4 項は、特定金融機関(為替取引を行う特定事業者)については、次の措置(外国所在為替取引業者に関する情報の収集等)を規定しています。

- (1) 外国所在為替取引業者における犯罪による収益の移転防止に係る体制整備の状況、外国所在為替取引業者の営業の実態及び外国の機関が当該外国所在為替取引業者に対して行う監督の実態について情報を収集すること。
- (2) (1)により収集した情報に基づき、当該外国所在為替取引業者の犯罪による収益の移転防止に係る体制を評価すること。
- (3) 統括管理者又は統括管理者が指定する者の承認その他の契約の締結に係る審査の手順を定めた規程を作成すること。
- (4) 特定金融機関が行う取引時確認等の措置及び外国所在為替取引業者が行う取引時確認等相当措置の実施に係る責任に関する事項を文書その他の方法により明確にすること。

²⁸ 改正前犯収法 10 条

²⁹ 改正犯収法 11 条

これら体制整備については、銀行等の金融機関においては従前監督指針等で求められてきた内容も含まれているものの³⁰、特定事業者作成書面等の作成・管理等、相応の追加的な対応も必要になると考えられます。

7. その他の改正点及び施行時期

以上で述べた点の他にも、①原則として金融機関等による取引時確認が不要となる簡素な顧客管理が許容される取引として公共料金の支払いに係る取引や学校の授業料等の支払いに係る取引の追加³¹、②同一の顧客等が同時又は連続して行う二以上の取引で、一回当たりの取引金額を減少させる目的で一取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかである場合に、当該二以上の取引を一取引とみなすこと³²、③健康保険証等の顔写真のない本人確認書類による本人特定事項の確認方法についての追加的な確認措置³³、④法人の代表者等の確認方法として単に社員証を提示する方法を認めないこと³⁴、⑤いわゆるマイナンバー法の施行に伴う本人確認方法及び本人確認書類への対応³⁵、等に関する改正が行われています。

施行期日は2016年10月1日(但し、マイナンバー法の施行に伴うものについては2016年1月1日)とされています。

特定事業者である金融機関等においては、政令案及び規則案に係るパブリックコメント結果にも留意しつつ、施行日に向けた各種対応を着実に進めていくことが望まれます。



こばり ゆうじ
小張 裕司

西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士
y.kobari@jurists.co.jp

金融規制／コンプライアンス関連業務を主たる業務分野としており、金融機関による M&A、組織再編、新規業務推進、海外業務展開等の案件のほか、金融分野における不祥事対応や規制当局対応なども手がける。



たにざわ すすむ
谷澤 進

西村あさひ法律事務所 アソシエイト 弁護士
s.tanizawa@jurists.co.jp

2006年弁護士登録(2013年再登録)。広く金融分野を業務分野とし、複数の金融機関への出向経験を活かして、金融規制／コンプライアンス関連業務、キャピタル・マーケット、アセット・ファイナンス等の案件に従事するほか、金融分野における M&A や当局対応も担当する。

³⁰ 例えば、主要行等向けの総合的な監督指針 III-3-1-3-1(取引時確認、疑わしい取引の届出義務)及び III-3-10-2(4)(海外営業拠点のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策の態勢の整備)をご参照下さい。

³¹ 規則案 4 条 1 項 7 号ハ及びニ

³² 規則案 4 条 2 項

³³ 規則案 6 条

³⁴ 規則案 12 条 4 項 2 号

³⁵ 規則案 6 条 1 項 1 号子、規則案 7 条 1 号イ